

お知らせ

新型コロナウイルス感染症疑い例に係る 医療機関における対応について

◇地域保健部◇

各医療機関にはすでに保健所から連絡がなされていることと存じますが、新型コロナウイルス感染症を疑う患者が一般医療機関へ相談や受診された場合の対応については、症例定義に当てはまらなくとも、重症化が疑われ、医師が検査の必要ありと判断した場合、直接診療体制の整った医療機関＝「帰国者・接触者外来」設置医療機関に相談せず、必ず「帰国者・接触者相談センター（保健所）」にご連絡いただくようお願いいたします。

また、日本医師会では国民に標記感染症の現時点での正しい情報を知っていただくことにより、今以上の感染拡大を防ぐことを期待し、国民へのメッセージとして、「新型コロナウイルス感染症の正しい理解のために」を公表いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する通知等は、北海道医師会ホームページ「医師の皆様へー感染症情報」に掲載しておりますので、ご参照ください。

URL : <http://www.hokkaido.med.or.jp/doctor/infection.html>

相談窓口

新型コロナウイルスに関する一般相談についてはこちらにご連絡ください。

【相談窓口】	電話番号	開設時間
● 厚生労働省電話相談窓口	0120-565653 (フリーダイヤル)	9:00 ~ 21:00

【相談窓口】	電話番号	開設時間
● 札幌市保健所 (新型コロナウイルス一般相談窓口)	011-632-4567	平日 9:00 ~ 21:00 土日祝 9:00 ~ 21:00
● 旭川市保健所	0166-25-9848	平日 8:45 ~ 17:15
● 市立函館保健所	0138-32-1547	平日 8:45 ~ 17:30
● 小樽市保健所	0134-22-3110	平日 8:50 ~ 17:20
※上記以外にお住まいの方		
● 道立保健所	※以下参照	平日 8:45 ~ 17:30
● 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課	011-204-5020	平日 17:30 ~ 21:00 土日祝 9:00 ~ 21:00

(道立保健所一覧)<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/hokensho/hokensho.htm>

帰国者・接触者相談センター

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方については「帰国者・接触者相談センター」を設置していますので、こちらにご相談ください。

【帰国者・接触者相談センター】	電話番号	開設時間
● 札幌市保健所 (救急安心センターさっぽろ【受診相談】)	011-272-7119 (#7119)	24時間
● 旭川市保健所	0166-25-9848	平日 8:45 ~ 17:15
● 市立函館保健所	0138-32-1547	平日 8:45 ~ 19:00
● 小樽市保健所	0134-22-3110	平日 8:50 ~ 17:20
※上記以外にお住まいの方		
● 道立保健所	※以下参照	平日 8:45 ~ 17:30
● 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課	011-204-5020	平日 17:30 ~ 21:00 土日祝 9:00 ~ 21:00

(道立保健所一覧) <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/hokensho/hokensho.htm>

新型コロナウイルス感染症の正しい理解のために

国民の皆様へ日本医師会からのメッセージ

昨年12月に中国の武漢に端を発した新型コロナウイルス感染症は、国内でも指定感染症とされ、水際対策を始め様々な対策が取られていますが、徐々に感染者数が拡大しています。

日本医師会では、国民の皆様はこの感染症の現時点での正しい情報を知って頂くことにより、今以上の感染拡大を防ぐことを期待しメッセージを作成しました。（令和2年2月19日現在）

1. 新型コロナウイルスの感染のしかたと感染力

新型コロナウイルスの感染には、咳やくしゃみなどによる飛沫感染とウイルスが付着したドアノブ、電車などのつり革に触ることによる接触感染があります。

新型コロナウイルスの感染力は、現時点ではインフルエンザと同じ位とされています。

2. 毎日の生活で気を付けること

石鹸やアルコール消毒薬などでこまめに手洗いをしてください。

咳やくしゃみをするときは、マスク、ハンカチ、タオルなどで口や鼻をおさえる『咳エチケット』を守りましょう。人混みでは特に注意しましょう。

3. 新型コロナウイルス感染症の診断と治療

診断は、PCR検査によるウイルス遺伝子の有無で行われます。

治療は、現時点では特に有効な薬はなく対症療法が行われます。

強いだるさ、息苦しさ、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者や基礎疾患等のある方は2日程度）続く場合は、お近くの保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、センターから受診する医療機関についての案内があります。

4. 重症化する方の傾向

現時点では、明らかではありません。しかし、高齢者や糖尿病、高血圧、ぜん息などの持病のある方は重症化する傾向があります。

5. 妊婦の方の注意点

一般的に妊娠中は、通常の肺炎では重症化する可能性が指摘されていますが、今回の新型コロナウイルス感染症では現時点においてそのような報告はありません。

ただし、石鹸やアルコール消毒薬での手洗いを心がけてください。

6. 廃棄物の取扱いとリネン・衣類などの洗濯

廃棄物の取扱い、リネン類・衣類などの洗濯は通常通りで良いことになっています。

ただ、タオルなどは共用しないようにしましょう。

インフルエンザ等の心配があるときには、念のためかかりつけ医等に電話などでご相談ください。

○厚生労働省の電話相談窓口
電話番号 0120-565653(フリーダイヤル)
受付時間 9:00から21:00まで

本メッセージは、以下のURLよりダウンロードが可能です。院内の掲示等による道民への啓発にご活用ください。

日本医師会ホームページ http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20200217_1.pdf

北海道医師会ホームページ http://www.hokkaido.med.or.jp/doctor/pdf/r0201/20200217_1.pdf

※新型コロナウイルス感染症に関する医療機関の対策について、新型コロナウイルスと新型インフルエンザとはウイルスの性状は異なりますが、日本医師会ホームページに「新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画づくりの手引き」が掲載されていますので、診療継続の再確認、見直しの際にご参照ください。

新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引き

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_influenza/001711.html